



鳥取県公報

平成12年12月28日(木)
号外第125号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	中央省庁改革等に伴う関係規則の整理に関する規則（総務課）..... 2
	貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（経営流通課）.....10

= 公布された規則のあらまし =

中央省庁改革等に伴う関係規則の整理に関する規則

1 中央省庁等改革基本法の制定により、国の各省庁が組織再編されること等に伴い、以下の規則の規定の整備を行うこととした。

- (1) 鳥取県行政組織規則
- (2) 鳥取県事務処理権限規則
- (3) 鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則
- (4) 鳥取県恩給給与細則
- (5) 市町村に対する普通交付税及び地方特例交付金の額の算定に関する規則
- (6) 生活保護法施行細則
- (7) 介護福祉士等修学資金貸与規則
- (8) 鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則
- (9) 鳥取県児童福祉法施行細則
- (10) 鳥取県立保育専門学院学則
- (11) 歯科技工法施行細則
- (12) 薬事法施行細則
- (13) 薬剤師法施行細則
- (14) 看護職員修学資金貸付規則
- (15) 理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則
- (16) 栄養改善法施行細則
- (17) 鳥取県公害防止条例施行規則
- (18) 鳥取県環境影響評価条例施行規則
- (19) 鳥取県自然環境保全条例施行規則
- (20) 鳥取県立自然公園条例施行規則
- (21) 鳥取県特定非営利活動促進法施行細則
- (22) 鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則
- (23) 都市計画法施行細則
- (24) 鳥取県砂防指定地等管理規則
- (25) 違法駐車車両の移動等に関する負担金の額を定める規則
- (26) 大麻取締法施行細則
- (27) 鳥取県景観形成条例施行規則

2 この規則は、平成13年1月6日から施行することとした。ただし、1の(3)、(4)、(7)の一部、(8)

の一部、(10)、(11)の一部、(18)の一部、(22)の一部、(26)及び(27)の改正は、公布の日から施行することとした。

規 則

中央省庁改革等に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成12年12月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則104号

中央省庁改革等に伴う関係規則の整理に関する規則

(鳥取県行政組織規則等の一部改正)

第1条 次の表の規則名の欄に掲げる規則の同表の条項の欄に掲げる規定中同表の改正前の欄に掲げる字句をそれぞれ同表の改正後の欄に掲げる字句に改める。

規 則 名	条 項	改 正 前	改 正 後
鳥取県行政組織規則 (昭和39年鳥取県規則第13号)	第10条第4号	厚生大臣	環境大臣
	第13条第3号	建設省	国土交通省
	第156条第2項第4号	建設省	国土交通省
鳥取県事務処理権限規則 (平成8年鳥取県規則第32号)	別表第2管財課の項第5号1及び2	通商産業大臣	経済産業大臣
	別表第2財政課の項第1号1及び5並びに第2号1	自治大臣	総務大臣
		別表第2税務課の項第1号1、3、9及び10	
	別表第2税務課の項第1号14	第8項	第9項
		自治大臣	総務大臣
	別表第2税務課の項第1号17	自治大臣	総務大臣
	別表第2市町村振興課の項第5号3及び4、第6号1、第8号1、第10号1並びに第11号2	自治大臣	総務大臣
		変更を承認	変更に同意
別表第2市町村振興課の項第12号1	自治大臣	総務大臣	
別表第2市町村振興課の項第12号2及び3、第13号9及び10、第14号1及び4並びに第16号1	自治大臣	総務大臣	

	別表第2 医務薬事課の項第6号1、第8号1、第12号1、第33号5、6、13、14、23及び24並びに第36号3、8及び17	厚生大臣	厚生労働大臣
	別表第2 健康対策課の項第14号5		
	別表第2 県民生活課の項第11号13並びに第28号11及び16から18まで		
	別表第2 県民生活課の項第30号1及び第34号1	第4条	第5条
		厚生大臣	厚生労働大臣
	別表第2 経済通商課の項第4号6	第101条の2第3項	第101条の2第2項
		通商産業大臣	経済産業大臣
	別表第2 経済通商課の項第9号	商工会法第61条第1項の規定による通商産業大臣の権限の委任に関する政令	商工会法第60条の規定により都道府県が処理する事務に関する政令
	別表第2 経済通商課の項第15号1	通商産業大臣	経済産業大臣
	別表第2 工業振興課の項第4号1	通商産業局長	経済産業局長
	別表第2 管理課の項第1号14、16、17及び21並びに第3号2	建設大臣	国土交通大臣
	別表第2 河川課の項第1号5及び25並びに第2号7		
	別表第2 河川課の項第10号11	建設大臣	国土交通大臣
		指定管理団体	水防管理団体
	別表第2 港湾課の項第3号9及び10並びに第6号2	運輸大臣	国土交通大臣
	別表第2 建築課の項第3号15	建設大臣	国土交通大臣
	別表第2 建築課の項第3号17	第15条第3項	第15条第4項
		建設大臣	国土交通大臣
	別表第2 住宅課の項第3号15並びに第4号7	建設大臣	国土交通大臣
	別表第2 住宅課の項第6号2	第9条第2項	第9条
		建設大臣	国土交通大臣
	別表第2 住宅課の項第7号1	建設大臣	国土交通大臣
	別表第2 住宅課の項第11号1	建設大臣への認可の申請	国土交通大臣への協議
	別表第2 住宅課の項第11号7	建設大臣	国土交通大臣
	別表第3 漁港課の項第9号6		
鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則(昭和30年鳥取県規	第39条第2項	第8条ただし書に規定する国民金融公庫等(以下単に「国民金融公庫等	第8条第1項ただし書に規定する国民生活金融公庫及別二法律ヲ以テ定ムル金融機関(以下「国民生活金融

則第14号)			公庫等
	第40条	国民金融公庫等	国民生活金融公庫等
鳥取県恩給給与細則 (昭和30年鳥取県規則第22号)	第9条第2項	規定する国民金融公庫等 (以下単に「国民金融公庫等	規定する国民生活金融公庫 及別二法律ヲ以テ定ムル金融機関 (以下「国民生活金融公庫等
	第10条	国民金融公庫等	国民生活金融公庫等
市町村に対する普通 交付税及び地方特例 交付金の額の算定に 関する規則 (昭和62 年鳥取県規則第55号)	第4条及び第5条	自治大臣	総務大臣
生活保護法施行細則 (昭和28年鳥取県規則第70号)	第33条	基く	基づく
		厚生大臣	厚生労働大臣
介護福祉士等修学資 金貸与規則 (平成5 年鳥取県規則第50号)	第2条第3号	文部大臣及び厚生大臣	文部科学大臣及び厚生労働大臣
		厚生大臣及び労働大臣	厚生労働大臣
		職業能力開発大学校又は厚生大臣	職業能力開発総合大学校又は厚生労働大臣
鳥取県福祉のまちづくり 条例施行規則 (平成9年鳥取県規則第32号)	別表第1の1の表1の項	同条第3項	同条第2項
	別表第1の1の表13の項	第1条第3項	第1条の2第3項
	別表第1の1の表15の項(4)	国民金融公庫法	国民生活金融公庫法
		国民金融公庫	国民生活金融公庫
	別表第1の1の表17の項(3)	第2条第4項	第2条第6項
	別表第1の4の表	第2条第1項第2号	第2条第2号
	別表第2の1の表2の項(3)ウ	法第38条の規定に基づく建設大臣が認める昇降機又は建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第129条の3第1項第1号の建設大臣が定める基準に適合する昇降機	特殊な構造又は使用形態のエレベーターで建築基準法施行令第129条の3第2項第1号の規定により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの(昇降行程が2.5メートル以下の昇降機又は階段の部分、傾斜路の部分その他これらに類する部分に沿って昇降する昇降機で、かごの定格速度が15メートル以下で、かつ、その床面積が2.25平方メートル以下のものに限る。)
鳥取県児童福祉法施行細則(平成3年鳥取県規則第20号)	様式第38号	厚生大臣	厚生労働大臣
鳥取県立保育専門学院学則(昭和53年鳥取県規則第16号)	別表第2の備考2	厚生省の定めるホームヘルパー養成研修2級課程の修了証書を授与	介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第2条の2第1項第2号の訪問介護

			員養成研修に係る2級課程の修了証明書を交付
歯科技工法施行細則 (昭和32年鳥取県規則第24号)	題名	歯科技工法施行細則	歯科技工士法施行細則
	第1条	歯科技工法	歯科技工士法
	第5条	歯科技工法施行令	歯科技工士法施行令
		歯科技工法施行規則	歯科技工士法施行規則
		厚生大臣	厚生労働大臣
	第5号様式	歯科技工法	歯科技工士法
都道府県知事及び保健所を設置する市の市長		都道府県知事	
薬事法施行細則(昭和37年鳥取県規則第18号)	第2条	厚生大臣	厚生労働大臣
薬剤師法施行細則(昭和37年鳥取県規則第30号)	第2条	厚生大臣	厚生労働大臣
看護職員修学資金貸付規則(昭和37年鳥取県規則第69号)	第2条第2号	文部大臣	文部科学大臣
		厚生大臣	厚生労働大臣
理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則(昭和49年鳥取県規則第23号)	第2条第3号	文部大臣	文部科学大臣
		厚生大臣	厚生労働大臣
栄養改善法施行細則(昭和27年鳥取県規則第90号)	第16条	厚生大臣	厚生労働大臣
鳥取県公害防止条例施行規則(昭和47年鳥取県規則第21号)	別表第4の備考4	排水基準を定める総理府令	排水基準を定める省令
		環境庁長官	環境大臣
鳥取県環境影響評価条例施行規則(平成11年鳥取県規則第37号)	第42条	の規定による認可又は同法第19条第1項	又は同法第19条第3項
		承認(以下「都市計画認可	同意(以下「都市計画同意
		都市計画認可を行う	都市計画同意を行う
		建設大臣	国土交通大臣
	別表第5の1の項	第74条	第74条第2項
	別表第5の2の項工	第79条第1項又は第2項	第79条第1項
別表第5の6の項	住宅・都市整備公団法(昭和56年法律第48号)第41条第1項又は第14項(地域振興整備公団法(昭和37年法律第95号)第21条の2において準用する場合を含む。)の規定による認可	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第71条の2第1項又は第71条の3第14項の規定による認可	
別表第5の9の項	事業の種類	事業	
鳥取県自然環境保全	別表第2の9の項号キ	建設大臣	国土交通大臣

条例施行規則 (昭和50年鳥取県規則第3号)			
鳥取県立自然公園条例施行規則 (平成6年鳥取県規則第69号)	別表第1の8の項ア	建設大臣	国土交通大臣
鳥取県特定非営利活動促進法施行細則 (平成10年鳥取県規則第44号)	第13条の見出し	経済企画庁長官	内閣総理大臣
鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則 (平成2年鳥取県規則第58号)	第2条第1項	第18条の4第2項	第18条の2第2項
		大蔵大臣	財務大臣
都市計画法施行細則 (昭和60年鳥取県規則第1号)	様式第1号	建設大臣	国土交通大臣
	様式第8号		
鳥取県砂防指定地等管理規則 (平成元年鳥取県規則第29号)	第2条第1項	建設大臣	国土交通大臣
	様式第4号	建設省	省
違法駐車車両の移動等に係る負担金の額を定める規則 (昭和62年鳥取県規則第14号)	表公示に係る費用の項負担金の額の欄	大蔵省印刷局長	財務省印刷局長

(鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正)

第2条 鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号 (以下この条において「移動号」という。) に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号 (以下この条において「移動後号」という。) が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号 (以下この条において「削除号」という。) を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (号の表示及び削除号を除く。以下のこの条において「改正部分」という。) を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (号の表示を除く。) に改める。

改 正 後	改 正 前
別表第4 (第9条関係)	別表第4 (第9条関係)
1 略	1 日本国有鉄道精算事業団
2 都市基盤整備公団	2 略
3 略	3 住宅・都市整備公団
4 雇用・能力開発機構	4 略
5 簡易保険福祉事業団	5 雇用促進事業団
6 略	6 簡易保健福祉事業団
7 略	7 略
8 緑資源公団	8 略
9 略	9 農用地整備公団
	10 略

10 略	11 略
11 略	12 略
12 略	13 略
13 中小企業総合事業団	14 中小企業事業団
14 略	15 略
15 略	16 略
16 略	17 略
17 略	18 略

(大麻取締法施行細則の一部改正)

第3条 大麻取締法施行細則(昭和28年鳥取県規則第66号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条を削る。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を削る。

改 正 後	改 正 前																				
	<p><u>(収去証)</u></p> <p><u>第4条 麻薬取締員その他の吏員は、法第21条第1項の規定により大麻を収去する時は、関係人に対し別記様式第11号による収去証を交付しなければならない。</u></p> <p><u>(身分を示す証票)</u></p> <p><u>第5条 法第21条第2項の規定により麻薬取締員その他の吏員が携帯すべき身分を示す証票は、別記様式第12号による。</u></p> <p><u>別記様式第11号</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">番 号</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">番 号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">収 去 証 書</td> <td style="text-align: center;">収 去 証</td> </tr> <tr> <td>登録番号 第 号</td> <td>登録番号 第 号</td> </tr> <tr> <td>住 所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)</td> <td>住 所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)</td> </tr> <tr> <td>氏 名 (法人にあっては名称)</td> <td>氏 名 (法人にあっては名称)</td> </tr> <tr> <td>収去場所</td> <td>収去場所</td> </tr> <tr> <td>数 量</td> <td>数 量</td> </tr> <tr> <td>収去年月日</td> <td>大麻取締法第21条第1項の規定により試験のため上記のように収去する。</td> </tr> <tr> <td>収去者職氏名</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td style="text-align: right;">職 氏 名 印</td> </tr> </table>	番 号	番 号	収 去 証 書	収 去 証	登録番号 第 号	登録番号 第 号	住 所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	住 所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	氏 名 (法人にあっては名称)	氏 名 (法人にあっては名称)	収去場所	収去場所	数 量	数 量	収去年月日	大麻取締法第21条第1項の規定により試験のため上記のように収去する。	収去者職氏名	年 月 日	備 考	職 氏 名 印
番 号	番 号																				
収 去 証 書	収 去 証																				
登録番号 第 号	登録番号 第 号																				
住 所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	住 所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)																				
氏 名 (法人にあっては名称)	氏 名 (法人にあっては名称)																				
収去場所	収去場所																				
数 量	数 量																				
収去年月日	大麻取締法第21条第1項の規定により試験のため上記のように収去する。																				
収去者職氏名	年 月 日																				
備 考	職 氏 名 印																				

別記様式第12号
表

8センチメートル

写 真 貼 付 面

12
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル

第 号

所属庁

職 氏 名

年 月 日生

大麻取締法第21

条の規定による

立入検査票

昭和 年 月 日発行（1年間有効）

鳥 取 県

裏

この証書を携帯する者は、大麻取締法第21条の規定により立入検査又は収去を行う職権を有するものである。

大麻取締法抜すい

第21条 厚生大臣又は都道府県知事は、大麻取締のため特に必要があるときは、麻薬取締官又は麻薬取締員その他の吏員に、栽培地、倉庫、研究室その他大麻に関係ある場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は試験のための必要な最小分量に限り大麻を無償で収去させることができる。

2 麻薬取締官又は麻薬取締員その他の吏員が前項の規定により立入検査又は収去をする場合には、その身分を証明する証書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

(鳥取県景観形成条例施行規則の一部改正)

第4条 鳥取県景観形成条例施行規則(平成5年鳥取県規則第56号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号(以下この条において「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第11条 条例第12条第1項第2号の規則で定める公共的団体は、次に掲げる団体とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>緑資源公団</u></p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>雇用・能力開発機構</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p>	<p>第11条 条例第12条第1項第2号の規則で定める公共的団体は、次の各号に掲げる団体とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>森林開発公団</u></p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(5) <u>農用地整備公団</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>雇用促進事業団</u></p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) <u>日本国有鉄道清算事業団</u></p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 略</p>

(都市計画法施行細則の一部改正)

第5条 都市計画法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第22号の裏面を次のように改める。

(裏 面)

都市計画法 (抜すい)

(監督処分等)

第81条 国土交通大臣又は都道府県知事は、次の各号の一に該当する者に対して、都市計画上必要な限度において、この法律の規定によつてした許可、認可、承認若しくは確認(都市計画の決定又は変更に係るものを除く。以下この条において同じ。)を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物その他の工作物若しくは物件(以下この条において「工作物等」という。)の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置を取ることを命ずることができる。

- (1) この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した者又は当該違反の事実を知つて、当該違反に係る土地若しくは工作物等を譲り受け、若しくは賃貸借その他により当該違反に係る土地若しくは工作物等を使用する権利を取得した者
- (2) この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないでみずからその工事をして
いる者若しくはした者

(3) この法律の規定による許可、認可又は承認に附した条件に違反している者

(4) 詐欺その他不正な手段により、この法律の規定による許可、認可、承認又は確認を受けた者

2 前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、国土交通大臣又は都道府県知事は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、国土交通大臣若しくは都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、第1項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

4 前項の標識は、第1項の規定による命令に係る土地又は工作物等若しくは工作物等の敷地内に設置することができる。この場合においては、同項の規定による命令に係る土地又は工作物等若しくは工作物等の敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

(立入検査)

第82条 国土交通大臣若しくは都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行なうため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行なわれている工事の状況を検査することができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

附 則

この規則は、平成13年1月6日から施行する。ただし、第1条の表鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則（昭和30年鳥取県規則第14号）の項、鳥取県恩給給与規則（昭和30年鳥取県規則第22号）の項、介護福祉士等修学資金貸与規則（平成5年鳥取県規則第50号）の項（第2条第3号中「職業能力開発大学校」を「職業能力開発総合大学校」に改める部分に限る。）、鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則（平成9年鳥取県規則第32号）の項（別表第2の1の表2の項（3）ウの改正を除く。）、鳥取県立保育専門学院学則（昭和53年鳥取県規則第16号）の項、歯科技工法施行細則（昭和32年鳥取県規則第24号）の項（第5条中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める部分を除く。）、鳥取県環境影響評価条例施行規則（平成11年鳥取県規則第37号）の項（第42条中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める部分を除く。）及び鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則（平成2年鳥取県規則第58号）の項（第2条第1項中「第18条の4第2項」を「第18条の2第2項」に改める部分に限る。）に掲げる改正並びに第2条から第4条までの規定は、公布の日から施行する。

賃金業の規制等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年12月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第105号

賃金業の規制等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

賃金業の規制等に関する法律施行細則（昭和58年鳥取県規則第73号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(登録申請書等の副本等の部数) 第2条 省令第1条第2項に規定する登録申請書に添付する登録申請書の副本及び添付書類の部数は、それぞれ1部とする。 2～5 略	(登録申請書等の副本等の部数) 第2条 省令第3条第2項に規定する登録申請書に添付する登録申請書の副本及び添付書類の部数は、それぞれ1部とする。 2～5 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

